

別表第一（第二条）

一	油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
二	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
三	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 イ 牛房施設（牛房の総面積が一〇〇平方メートル未満のものを除く。） ロ 馬房施設（馬房の総面積が一〇〇平方メートル未満のものを除く。） ハ 鶏舎（鶏の飼養羽数が一、〇〇〇未満のものを除く。）
四	食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設であつて、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（総床面積が一〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び汚水等が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号から第七十四号までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設において処理されるものを除く。以下「特定ちゅう房施設」という。）並びに特定ちゅう房施設を設置する特定事業場から排出される水の処理施設